

## 教育委員会

### 議案第180号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第180号について、ご説明いたします。当議案は、職員の給与改定にかかるものでございます。

今回の給与改定につきましては、今年8月7日に出されました人事院勧告及び10月20日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき、並びに今年6月18日に公布されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の改正に伴い、改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

2の改正の趣旨については、令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠し、一般職の給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うにあたり、また、給特法等の改正に伴う管理職の待遇改善及び義務教育等教員特別手当の見直しを行うにあたり、関係条例の改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。

3の内容についてありますが、給料表の改定につきまして、記載のとおり給料表により異なりますが増額改定となります。例として教育職

(1) 給料表を見ますと平均引上率は4.06%、平均引上額は12,210円となっております。改定の実施時期は令和7年4月1日とし、遡って適用するものであります。

4ページ目をお願いいたします。次に、期末勤勉手当の改定につきましてご説明いたします。令和7年度は12月期において、一般職員の支給月数が現行の期末手当1.25月、勤勉手当1.05月であるところ、それぞれ0.025月ずつ引き上げ、期末手当1.275月、勤勉手当1.075月といたします。同じく暫定再任用職員の支給月数が現行の期末手当0.7月、勤勉手当0.5月であるところ、それぞれ0.025月ずつ引き上げ、期末手当0.725月、勤勉手当0.525月といたします。

5ページ目をお願いいたします。令和8年度については、令和7年度12月期にて引き上げた月数を、令和8年度6月期及び12月期に均等に配分して引上げを行います。

つまり、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.0

125月ずつ引き上げいたします。暫定再任用職員についても同様に、それぞれ0.0125月ずつ引き上げいたします。

6ページ目をお願いいたします。次に、通勤手当の改定につきましてご説明いたします。通勤手当の改正は、通勤手段として自家用自動車を利用する場合の距離区分14キロメートル以上の手当額を増額いたします。金額の例としては下表のとおりでございます。改定の実施時期につきましては、給料表の改定と同じく、令和7年4月に遡って適用するものであります。

7ページ目をお願いいたします。給特法等の改正に伴う改正内容となります。まず、義務教育等教員特別手当についてであります。校務類型を考慮して支給することとなりましたので、国及び滋賀県に準じ、小中学校の学級担任、それ以外の校務、の2類型を定めます。

次に、管理職の処遇改善についてであります。管理職以外の教員に支給される教職調整額の引上げを踏まえ、管理職の本給を改善するものとなります。本市における対象は、教頭級（事務局及び教育機関の課長補佐級）及び校長級（教育部次長並びに事務局及び教育機関の課長級）の指導主事であります。教頭級及び校長級とも、給料月額への加算を現行より4,000円増額します。令和9年以降も、教職調整額の引上げに

合わせて加算額を増額する予定となっております。引上げのスケジュールは、表のとおりであります。

8ページ目をお願いいたします。4の給与改定に伴う会計別の所要額でありますが、一般会計、特別会計、企業会計をあわせて、人事院勧告の影響は5億6700万円余りとなるものであります。

9ページ目をお願いいたします。ただいま申し上げました会計別の所要額については、表のとおりの内訳となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。